

第2期千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し」の概要

1 基本事項

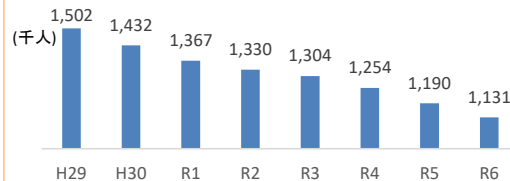
- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：令和6年度～令和11年度の6年間（3年目に当たる令和8年度に見直しを行う）
- 基本理念：「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

2 市町村国民健康保険の現状

○ 被保険者の状況

更新予定

- ・減少が続いており、今後も減少見込み



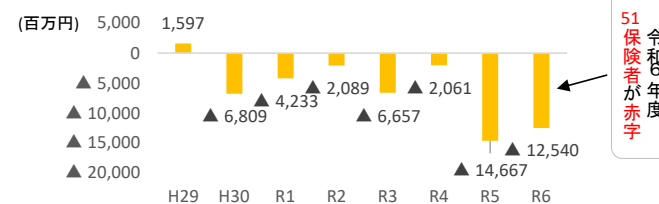
- ・社会保険の適用拡大及び高齢世代の就労者増による所得が低い被保険者の相対的な増加

被保険者の保険料（税）負担の増加

○ 市町村国民健康保険特別会計の状況

更新予定

- ・一部の市町村において決算補填等目的の法定外繰入額控除後の収支が赤字



- ・保険料（税）収納率は全国46位（92.42%（R5））

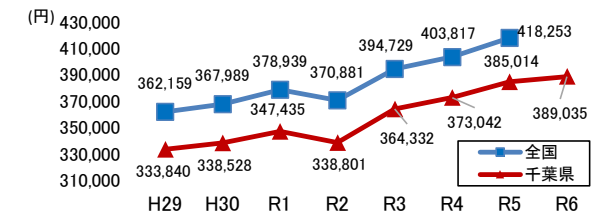
計画的な財政収支の改善及び効果的な収納対策の継続が必要

○ 医療費の状況

更新予定

- ・1人当たり医療費は増加傾向

令和2年度のみ新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控え等の影響で減少



医療費適正化の取組等により伸び幅の抑制が必要

3 中間見直しにおける主な変更点（ポイント）

（1）国保の現状を適切に反映

- ◆各種指標数値の時点修正と状況分析
 - 被保険者数、保険者規模
 - 財政収支状況
 - ・市町村国保財政
 - ・県国保財政
 - 保険料（税）賦課方法・収納率
 - 一人当たり医療費推移
 - 医療費適正化取組状況

（2）保険料水準の統一に向けて市町村との議論を進めるとともにスケジュールを設定

- ◆保険料水準の統一の目標年度の設定
 - 令和15年度まで完全統一
 - 保険料（税）の算定方式を2方式に統一
 - ・段階的な移行、激変緩和の措置
- ◆財政安定化基金（本体基金分）の運用
 - 保険料（税）抑制の取扱いについて追記

（3）各主体における取組内容を推進

- ◆収納対策
 - 県の取組の追加
 - ・収納率優良団体の優良事例を展開
- ◆事務の広域化及び効率的な運営の推進
 - 県・国保連の役割強化
 - マイナ保険証利用への対応 など

4 個別の取組・方針

現行方針の基本的な骨格は維持しつつ新規項目を追加

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- 令和11年度までの国保医療費を推計
- 令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする
- 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）市町村の標準的な保険料（税）の算定方法及びその水準の統一

- 国保事業費納付金の算定方法
 - ・国のガイドラインの原則に沿った算定方法
- 標準的な収納率は市町村ごとの実績に基づき設定
- 医療費水準の反映を段階的に縮小し、令和11年度に廃止（納付金ベースの統一）
- 完全統一（同じ所得・同じ世帯構成であれば県内どこに住んでも同じ保険料（税）になること）の目標を令和15年度に設定【新規】
- 算定方式を2方式（所得割・均等割）で統一【新規】

（3）保険料（税）の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- （4）保険給付の適正な実施
- （5）医療費の適正化の取組
- （6）保険者業務の広域化及び効率化並びに国保財政の健全化の推進（県・国保連役割強化）
- （7）その他
 - 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携